

令和 7 年 12 月 19 日

野洲市長 櫻本 直樹 様

野洲市上下水道事業運営委員会
委員長 中島 宗七

上下水道料金の改定について（答申）

令和 7 年 7 月 25 日付け野上第 294 号で諮問のありましたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1. 上下水道料金改定の背景

本市の上下水道料金は、合併（平成 16 年 10 月）後の平成 18 年度に両町の料金統一のために改定を行った。

その後、水道料金は昭和 40 年代の高度成長時代期に建設された施設の老朽化対策や地震等の災害に強い施設整備等を進めるため、平成 29 年度に 14%値上げの改定を行ったが、令和 3 年度の答申では、改定に向けた意見も出されたものの、据置とされた経緯がある。

一方、下水道料金は平成 18 年度以降の改定は行っていない。

このような中、上下水道施設の老朽化に対応するための更新・耐震化費用、人口減少による料金収入の減少や物価上昇などにより経営状況は悪化しており、今後の安定した事業運営を確保するため料金改定の検討を行った。

2. 改定率

管路耐震化、更新計画を確実に実行し、適切な維持管理を行い健全で持続可能な経営を堅持するためには、上下水道料金合算 20%～23%改定（水道料金 43%～49%改定、下水道料金据置）の料金改定を行うこと。

料金体系については、前回改定と同様に現行料金体系（基本料金・使用料金）に改定率を乗じること。

＜料金改定の検討方針＞

大多数の利用者は「水道・下水道料金」の区別なく「上下水道料金」としてご負担いただいているため、一体的な料金（合算）の改定として検討した。

なお、個別料金の考え方は次のとおりである。

＜水道料金＞

水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震などに備えた水道施設整備等を着実に進めるため、諮問期間（令和 9 年度から令和 13 年度の 5 年間）において料金の改定を行うこと。

＜下水道料金＞

使用料収入は減少しているものの、10 年後（令和 16 年度まで）まで当年度純利益が確保される見込みであること、また、物価高騰が続いている中で水道料金と同時に値上げをすることは市民生活の負担が過大になるおそれがあるため、現行のとおり（据置）とすること。

3. 老朽化、耐震対策

水道施設の老朽化、耐震化対策について、計画的な更新・改築を継続的に取り組むべきであり、年平均 8 億円規模（工事費、設計費、消費税等含む）の建設改良費を確保すること。

下水道施設については、引き続き下水道ストックマネジメント計画に基づく取り組みを進めること。

4. 今後の事業運営

野洲市においては、現在、市民生活や事業者の活動の背景では依然として物価上昇が続く中で、当委員会が改定の答申を行うことに鑑み、引き続き「上下水道施設の老朽化・耐震化対策」などを計画的かつ着実に実施するとともに、安定的な経営の実現に向け、有収率の改善や業務の効率化等を図ることで経費等の削減に取り組み、将来にわたって、安心安全な水の供給や公衆衛生の向上に寄与することをもって、市民生活や事業者の活動を支え続けることができる「健全で持続可能な事業運営」を堅持することを期待する。

家庭用上下水道料金試算表 (口径 13mm) ※1期(2ヶ月)分

使用料：税込金額

現行料金						合算改定率20% (水道料金43%改定)								合算改定率23% (水道料金49%改定)									
使用水量		水道料金		下水道料金		合計		水道料金		下水道料金		合計		増減額		水道料金		下水道料金		合計		増減額	
0	m3	924	円	891	円	1,815	円	1,320	円	891	円	2,211	円	396	円	1,375	円	891	円	2,266	円	451	円
10	m3	1,683	円	1,991	円	3,674	円	2,398	円	1,991	円	4,389	円	715	円	2,497	円	1,991	円	4,488	円	814	円
20	m3	2,442	円	3,091	円	5,533	円	3,476	円	3,091	円	6,567	円	1,034	円	3,619	円	3,091	円	6,710	円	1,177	円
30	m3	3,696	円	4,466	円	8,162	円	5,269	円	4,466	円	9,735	円	1,573	円	5,478	円	4,466	円	9,944	円	1,782	円
40	m3	5,082	円	5,841	円	10,923	円	7,249	円	5,841	円	13,090	円	2,167	円	7,535	円	5,841	円	13,376	円	2,453	円
50	m3	6,468	円	7,216	円	13,684	円	9,229	円	7,216	円	16,445	円	2,761	円	9,592	円	7,216	円	16,808	円	3,124	円
60	m3	7,854	円	8,591	円	16,445	円	11,209	円	8,591	円	19,800	円	3,355	円	11,649	円	8,591	円	20,240	円	3,795	円
70	m3	9,240	円	10,296	円	19,536	円	13,189	円	10,296	円	23,485	円	3,949	円	13,706	円	10,296	円	24,002	円	4,466	円
80	m3	10,747	円	12,001	円	22,748	円	15,334	円	12,001	円	27,335	円	4,587	円	15,950	円	12,001	円	27,951	円	5,203	円
90	m3	12,254	円	13,706	円	25,960	円	17,479	円	13,706	円	31,185	円	5,225	円	18,194	円	13,706	円	31,900	円	5,940	円
100	m3	13,761	円	15,411	円	29,172	円	19,624	円	15,411	円	35,035	円	5,863	円	20,438	円	15,411	円	35,849	円	6,677	円

令和7年度第1回野洲市上下水道事業運営委員会の結果について

上下水道料金改定について、市長の諮問に応じ審議を行うため、第1回の運営委員会を公開により開催しました。

1. 会議の概要

- 日 時 : 令和7年7月25日(金) 午前10時00分～11時30分
会 場 : 中主防災コミュニティセンター2階 防災研修室
出席者 : 中島宗七委員長、太田義明委員、西口和彦委員、三浦大介委員、山本真嗣委員、西谷順平委員、黒川紀代美委員
事務局 : 櫻本市長、上下水道事業所所長、上下水道課職員
*傍聴者3名(野洲市議、京都新聞社、中日新聞社)

(1) 諮問事項

○上下水道料金の改定について

令和3年度の上下水道事業運営委員会において、「料金算定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、水道料金は現行のままとする。令和9年度以降の料金については、再度、適正な水道料金について検証すること。」と答申をいただいた。

今回、令和9年度以降の料金の在り方を検討するため、「上下水道料金の改定」について諮問したものの。

諮問事項に対して、上下水道事業の目的と野洲市の概要、上下水道料金の変遷と企業会計の仕組み、今後の見通しを説明しました。

(2) 会議結果

- ・上下水道事業は重要なインフラであり、今後も健全な運営が求められる。
- ・水道事業については、令和6年度決算が27,716千円の赤字であり、今後10年間の財政シミュレーションも赤字が続く見込み。管路更新計画や概算事業費などを踏まえて、改定の必要性が認められる。次回、改定率などを検討していく。
- ・下水道事業については、令和6年度決算が164,492千円の黒字であり、10年後の財政シミュレーションも決算も黒字が続く見込み。次回、改定の是非について検討する。

(3) 会議要録

別紙「令和7年度第1回野洲市上下水道事業運営委員会会議要録」のとおり

*略：市ホームページ公開済

令和7年度第2回野洲市上下水道事業運営委員会の結果について

上下水道料金の改定について、市長の諮問に応じ審議を行うため、第2回の運営委員会を公開により開催しました。

1. 会議の概要

日 時 : 令和7年10月9日(木) 午前10時00分～11時30分

会 場 : 野洲市役所本館3階 第2委員会室

出席者 : 中島宗七委員長、太田義明委員、西口和彦委員、三浦大介委員、山本真嗣委員、西谷順平委員、黒川紀代美委員

事務局 : 上下水道事業所所長、上下水道課職員

*傍聴者2名(野洲市議、中日新聞社)

(1) 諮問事項 「上下水道料金の改定について」

令和3年度の上下水道事業運営委員会において、「料金算定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、水道料金は現行のままとする。令和9年度以降の料金については、再度、適正な水道料金について検証すること。」と答申をいただき、令和8年度まで改定しないこととされた。

第1回委員会では、令和9年度以降の料金の在り方を検討するため「上下水道料金の改定」について諮問を受け、上下水道事業の目的と野洲市の概要、上下水道料金の変遷と企業会計の仕組み、今後の見通しを説明し審議を行った。

第2回委員会では、次の事項を説明し審議を行ったもの。

- 1) 第1回委員会の主なご意見
- 2) 料金改定の検討・5年間の料金の在り方
- 3) 改定率の試算
- 4) 答申案の検討

(2) 会議結果

【料金改定の方針】

- ・上下水道料金の改定にあたっては、「水道・下水道料金」の区別なく「上下水道料金」としてご負担いただいているため、一体的な(合算)料金の改定として検討する。

【個別料金】

- ・水道料金については、水需要の減少を背景に水道料金収入が減少する中、将来にわたる持続可能な水道の実現に向けて、大規模地震などに備えた水道施設整備等を着実に進めるため、諮問

期間（令和9年度から令和13年度の5年間）において、料金の改定を行う。

- ・下水道料金については、水道事業と同様に使用料収入は減少しているものの、10年間後（令和16年度まで）まで当年度純利益が確保される見込みであること、また、物価高騰が続いている中で下水道料金と同時に値上げをすることは市民生活の負担が過大になるおそれがあるため、料金を据え置く。

【水道料金改定の基本事項】

- ・堅持すべき目標経営水準

＞経常収支比率（経常収益/経常費用*100）…100%以上（R6実績：97.17%）

＞料金回収率（供給単価/給水原価*100）…100%以上（R6実績：93.07%）

【資産維持費（*）】

- ・将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源を内部に留保するため、改定では資産維持率を見込む（0.5%～1%）。

（*）物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているもの。

【合算改定率】

案	上下水道合算改定率
A案	現行料金（改定なし）
B案 (資産維持費0%：現行)	17% (水道36%UP、下水道据置)
C案 (資産維持費0.5%)	20% (水道43%UP、下水道据置)
D案 (資産維持費1.0%)	23% (水道49%UP、下水道据置)

【合算改定率の概ねの合意】

- ・堅持すべき目標経営水準及び資産維持費を踏まえたシミュレーションの結果などを勘案し、健全な事業運営のためには、「D案」を理想としつつも「C案」を軸に第3回委員会で答申を行う。

（3）会議要録

別紙「令和7年度第2回野洲市上下水道事業運営委員会会議要録」のとおり

*略：市ホームページ公開済